西宮市長

6月15日以降の対応について

平素は、本市教育・保育行政の推進にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。 さて、本市では、兵庫県に対して発令されておりました緊急事態宣言の解除に伴い、 5月24日(日)を以って特別保育を終了し、5月25日(月)から6月30日(火)まで登園自 粛の協力要請へ移行しておりましたが、市内の感染状況を踏まえ、6月15日(月)より下記の とおり通常保育を再開することといたします。

通常保育の再開にあたっては、出来る限りの感染症対策を行いながら下記のとおり実施して まいりますので、保護者の皆様には何卒ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上 げます。

記

1. 実施内容

6月14日(日)まで 登園自粛期間 6月15日(月)以降 **通常保育**へ移行(※)

(※)通常保育へ移行後も登園自粛をする保護者については、6月末までの保育料及び公立保育所の給食費について減免を行うこととします。私立保育所等の給食費については、各施設により取扱いが異なりますので各施設にお問い合わせください。

2. 児童等の健康観察

- ・<u>登園前にご家庭での検温を実施</u>してください。発熱や呼吸器症状(以下「発熱等」という)が認められる場合は、ご家庭での保育とします。
- ・過去に発熱等が認められた場合は、解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向 となるまでは同様の取扱いとします。なお、このような状況が解消した場合であっても、 引き続き児童の健康状態に留意してください。

3. その他の留意事項

- ・児童もしくは職員が陽性と判明した場合、当該保育所は約2週間の臨時休園とします。
- ・児童が濃厚接触者に該当する場合は2週間の自宅待機を要請します。
- ・新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、児童に普段と異なる体調の変化が認められる 場合は速やかにお迎えをお願いします。
- ・施設内での感染が判明した場合は至急お迎えに来てください。
- ・今後の状況によっては、上記内容を変更する場合があります。

以上